

月刊 労運研レポート No. 86

2021年8月10日号

関生支部弾圧を“ピンチをチャンス”に

関生型運動の全国化で跳ね返し、 「資本主義の根幹に触れる運動」を関西から全国規模へ

仲村 実（管理職ユニオン・関西書記長）

武委員長に懲役3年、執行猶予5年の不当判決！

7月13日、連帯ユニオン関西生コン支部武建一委員長に対する大阪地裁判決が出た。懲役3年・執行猶予5年であった。宇部三菱大阪港SS・中央大阪生コンでのストライキが「威力業務妨害」、滋賀県のコンプラ活動や協同組合未加盟社（アウト）を利用するゼネコンへの協同組合の営業活動が「恐喝未遂」で有罪とされた不当判決である。

検察による懲役8年は「重罪犯」への求刑であったが、実刑判決は阻止した。特に警察・検察のでっち上げといえる「恐喝」事件（会館建設へのカンパ）は無罪であった。判決公判後の弁護士報告でもあった通り、即日、有罪部分を控訴した。

有罪の中身は、大阪でのストライキはすでに判決の出ている現場組、現場不参加の西山執



行委員ら2名の有罪判決同様、現場行動に関与していない武委員長も有罪とされた。内容は労働組合による団体行動としての産別ストライキの判断・評価がなく、労働法や社会運動学者らによる「鑑定意見書」は、完全に無視されている。ストライキ現場の企業との「労使関係」がないとした、企業内労働組合しか想定しないのである。法令違反の摘発・是正を求めるコンプラ活動には、個々の行為の評価・判断なしに、「執拗に繰り返された」こと、アウトを利用するゼネコンへの協同組合の営業活動が「脅迫」行為にあたるとしている。

弾圧の狙いと特徴はどこにあるか

今回の弾圧は、2017年12月の大阪での輸送運賃の値上約束を履行させ、労働者の賃上げ原資を求めたストライキに対する反動として始まった。2018年7月から2019年11月にかけて、実に18回の逮捕劇があり、89名逮捕、71名起訴という労働運動史上最大規模のものであった。

開始された滋賀県での最初の逮捕劇は、湖東協の協同組合幹部（中小生コン企業の経営者）である。アウト企業を利用するゼネコンへの営業活動であり、関生支部の組合員と共謀した「恐喝未遂」とした。その逮捕劇を演じたのは、通常の労働組合弾圧の警備課ではなく組織犯罪対策課、いわゆる暴力団対策課である。ここにこそ国策弾圧と言われる今回の特徴となる警察権力を使った並々ならぬ関生支部つぶしの布陣体制があったといえる。京都府警も組織犯罪対策課で、労組法の不当労働行為は完全無視である。さらに現場行動に参加していない武委員長らの逮捕・起訴・長期拘留・有罪判決は組織犯罪対策法の共謀罪の先取りの適用と言える。

今回の弾圧の狙いは、生コン業界に影響力のある関西生コン支部、とりわけ武委員長の業界への影響力の排除である。関生支部が進めてきた産別運動、業界の経済民主化・政策闘争の解体攻撃として見る必要がある。

当初の組合つぶし攻撃は、関生支部という戦闘的な個別の労働組合と組合員に向けられた攻撃のように見えた。戦闘的・階級的労働運動を標榜する労働組合、活動家らからも「関生運動は特殊」と見られていた。しかし、実際は、およそ労働組合という存在そのものを否定しようとするきわめて普遍的な攻撃だったと見るべきである。

労働組合組織は大会・執行委員会で方針を決める、要求を組織し要求する、団体交渉を申し入れる、抗議をすることまでは、企業に完全に癒着していなければ労働組合活動として通常行ってきたことである。ストライキ打つ、業界団体や企業の不当労働行為に対しては原状回復にプラスしてペナルティを取り、合意書という形で経営者の戒めとして協定を結ぶということも70年代にはよく見られるものであった。今日なお、その意味で組織力・戦闘力を維持してきたのが関西生コン支部の運動である。

憲法28条も労組法も改悪・変更はされていないが、労働運動全体の社会的影響力の低下、ストライキのゼロ接近時代にあって、戦闘的組合の個別労働争議の現象が刑事・民事弾圧対象としてその質量を拡大してきた。

関生弾圧は、警察段階では組合員の自宅への家宅捜査（ガサ入れ）、逮捕された組合員と家族への組合脱退を迫るものであり、刑事免責が規定されている労組法1条2項自体を無視し無きものとしている。

この事は、企業内であれ業界であれ、労働組合が企業活動や業界の法令違反とその監視活動（コンプライアンス活動）やビラまき情宣・抗議活動を、刑法上の威力業務妨害、倒産争議や不当労働行為に対する合意・調印した労働協約を結ぶことを「恐喝」、協同組合へのオルグ活動も「恐喝」や「恐喝未遂」罪での逮捕である。検察はこの延長線上にあり、裁判所は企業内労使関係以外の産業別運動、産業別ストライキは判断対象とせず否定しているのである。

今、目に見える攻撃はそれに止まらない。これまでの権利侵害行為を許さない活動が、刑法をもとに多数逮捕・長期勾留・大量起訴・長期裁判という形での「兵糧攻め」による総攻撃であるとみるべきである。

関生型産別運動の特殊性と普遍性

－関生産別労働運動の階級制と戦略はどこにあるか－

私は、関生支部の闘いの成果、業界に規定力を持ちセメント・ゼネコンへの独占企業と対決するための中小企業経営者との“一面闘争・一面共闘”路線は、産別闘争として高く評価してきた。しかし他方でその戦闘性・階級性には一目置くが、他業種・他産業には適用が無理として“関生型運動は特殊である”と主張する部分の大きな壁があったと思う。確かに生コンという商品は、固まりやすく90分以内に打設しなければならず長距離輸送がきかず、大工場で大量生産ができないという特殊性はある。しかし、商品の特殊性が労働運動の特殊性であるとするなら、商品の一般性のあるところでないとは戦闘性・階級性はできないことになる。そんなことはないというのが、私の結論である。

中小企業を独占資本の支配から労働組合の闘いの力で引き寄せ連携して、労組のヘゲモニーで経済を民主化し、「共生・協同」の理念で協同組合的自治を実現する資本主義に代わる大いなる対抗社会形成であると考えている。

日本の産業構造では、1%の大企業が99%の中小零細企業を下請け孫請けとして系列化し支配している。中小零細企業の圧倒的多くは未組織状態にある。この構造が労働者の差別・分断・格差の基となっている。大企業に支配されている企業内労働組合の現実を突破する手がかりとして、私にとっては関生型労働運動をいかに一般化するかという問題意識があった。

関生支部の運動は、独占資本の支配構造を根本から変えるもので、資本をして「資本主義の根幹に触れる運動」といわせしめる階級性がある。ゆえに、今回の弾圧が武委員長がいう敵の階級的攻撃であり、「国策」弾圧であるという意味も、この関生支部の闘いの階級性に由来する。今回は、関生弾圧の中でも歴史上最大級のものである。

関生弾圧を“ピンチをチャンス”に、

－「資本主義の根幹に触れる運動」を関西から全国規模へ－

私は、産別運動はヨーロッパでは当たり前ということだけでなく、日本的、関生型をモデルとした産業別、業種別・職種別組織方針で、そのことを担う活動家集団が必要だと考えている。

私も関わって取り組んできたことは、2016年2月に「関生支部労働運動50年」出版

記念シンポジウムを、武委員長の講演として東京で開催した。翌2017年6月、木下武男さんらの努力もあり「業種別職種別ユニオン運動」研究会が東京で結成された。関西でも準備会を経て2019年4月に、同名の連絡会を結成させ、第1回例会として全港湾の産別運動の報告を受けた。まだ、小さな集まりである。

もう一つは、関西生コン支部内の生コン関連外の組合員の支部化（関西クラフト支部として結成）と、私が専従でやっている管理職ユニオン・関西から独立した非正規労働者と低賃金労働者を組織対象とした関西ユニオンの統合を2018年11月に実現し、専従体制が強化した。もちろん簡単ではないが、業種・職種のグループ化を方針に掲げている。

今、思うことは、関生弾圧を“ピンチをチャンス”にすること、そのために全国に点在する地域の労働組合やコミュニティユニオンに、連合・全労連内の労働組合であっても勇気をもって関生支援の取り組みを開始・拡大していただくこと、個人加盟ユニオンの縮小・解散でなく共闘・合流・統合の流れと、産業別、業種別・職種別組織化をテーマに転換することを考えてみたらどうかと勝手な思いも持っている。現下の関生支部弾圧を、大きな支援運動と関生型運動の全国化、そのための活動家集団を老壮青、とりわけ壮青を軸にできたらと思っている。

関西生コン支部の再建・再生は困難を極めると思われるが、「資本主義の根幹に触れる運動」を関西から全国規模へ、武委員長に続く次世代が活躍し、その世代が運動を牽引する時期はそう遠くない気がしている。

【弁護団声明】

関生支部武建一委員長に対する2021年7月13日判決について

2021年7月13日
関生支部弁護団

本日7月13日、大阪地方裁判所第11刑事部は、武建一関生支部委員長にかかる威力業務妨害・恐喝未遂・恐喝被告事件について、懲役8年の求刑に対して恐喝事件を無罪とした上、懲役3年、執行猶予5年を宣告した。しかし、本判決には、以下に述べるとおり、いくつもの大きな誤りがあり、すべての事件が無罪とされるべきであった。

威力業務妨害事件について

威力業務妨害事件については、柳元副委員長、西山執行委員に対して、昨年10月8日に本日と同じ裁判所が判決を言い渡していた。先の判決にはその産業別労働運動の無知・無理解に対して労働法研究者などから広く批判が寄せられていたが、本日の判決は先とほぼ同旨の内容の判決であった。

被告人らの行為について、弁護人が労働組合活動としての正当性を主張したのに対して、判決は被害者とされる企業には関生支部組合員が雇用されていないから、争議行為の相手方となる使用者と認められず、違法性が阻却される余地はないとした。そのため、関生支部が企業に協力して、中小企業の

大同団結を勝ち取りその結果として生コン価格が大幅に値上げされたにもかかわらず、それが生コン輸送運賃の値上げや労働者の雇用・労働条件に反映されることがなかったため本件ストライキに至ったという、経緯・経過の一切について判決は言及しない。

しかし、労働組合員との間に雇用関係がなければ労組法上の使用者と認めないという本判決は、労働組合の活動を企業別・企業内に限ろうとするものである。企業別・企業内以外の労働組合も憲法が団結権・団体行動権を保障する労働組合であることを本判決は否定している。

恐喝未遂事件について

判決は、労働者や近隣住民の生命・身体をも危うくしかねない工事現場の法令違反を指摘するなどした組合員の一つ一つの行為については判断・評価することなく、すべては施工者であるゼネコンに強い圧力を加え、生コン協同組合の員外社から員内社に生コン供給業者を変更させるために行われたから、恐喝行為に当たるとした。そして、一連の行為を全体としてみると、対応に追われたゼネコン関係者の負担は重いなどとして、不公正な競争を排除する目的があっても正当化できない、公益に合致する結果を伴うとしても行為が正当化されるものではないとした。

この判断も、産業別・職業別労働組合が、大企業との関係で従属的立場におかれている中小企業協同組合と協力して行う産業政策運動の意義を見ようとししないものである。

判決は、ゼネコン関係者の負担を理由に、ゼネコンなどの労働安全衛生法令や道路運送車両法などに違反する行為を免罪している。それだけでなく、中小企業協同等組合法が協同組合に独禁法の適用を除外した趣旨を無視している。判決は、ゼネコンなどによる生コンの買い叩きを許し、結果として品質不良生コンが社会インフラに使用されることを助長する。また、生コン買い叩きが帰結する生コン産業で働く者の労働条件の悪化、労働者の地位の低下にも沈黙している。

恐喝事件について

恐喝事件が無罪とされたことは当然のことである。判決が指摘したとおり、武委員長と湯川副委員長が恐喝行為を行ったと認めることができる証拠ははじめから何も存在しなかった。問題は、それにもかかわらず、あえて関生支部の委員長と副委員長が恐喝罪で逮捕起訴されたことである。

もともと、前述の恐喝未遂事件同様に関生支部と共謀して企業を恐喝した疑いがあるとして、本件の「被害者」とされている会社の代表者が警察から取り調べを受けていた。その取調の中で、同社が関生支部に1000万円を寄付していたことが警察に判明した。そして、同社代表者は被疑者とされた恐喝事件では立件されず、かえって関生支部委員長・副委員長を恐喝の加害者、同社を恐喝の被害者とする事件が作り出されたのである。

一連の弾圧は、関西一円の府県警がゼネコンや大阪広域協と連携して、労働組合つぶしを企図したものである。本日の判決はそのことを認めなかった。しかし、恐喝事件の無罪判決は、関生支部組合員に対する一連の大規模な弾圧が、犯罪とすべきでないものを犯罪として作り出された弾圧であることを端的に示している。弁護団は、判決に対して、即日、控訴した。武委員長をはじめ被告人とされた全ての組合員の無罪を勝ち取るまでともに闘い抜く所存である。

以上

武委員長・判決報告集会（7/16 東京）

労働基本権を侵すな！ 組合活動を犯罪扱いするな！

7月16日、関西生コンを支援する会が、武委員長裁判の判決報告集会を東京・連合会館でひらいた。



評論家の佐高信さん（支援する会共同代表）は主催者あいさつで、東芝、三菱電機など大企業のあいつぐ不正事件についてふれながら、黙認している大企業労組の責任も問わなければと指摘。「労働運動は若者の味方をしているか？ 非正規労働なくせを本気でやらないと」と問いかけた。

武委員長裁判の主任弁護人、位田浩弁護士の判決報告ののち、支援する会共同代表の宮里邦雄、内田雅敏、海渡雄一の各弁護士がコメント。内

田弁護士は、「裁判所は労働刑法という立場で謙虚に耳を傾ける姿勢をもつべきだ。権力は予算獲得のため事件をでっち上げる。それが関西生コン事件。警察や検察が手を出せない陣形をつくるのが重要だ」と訴えた。

連帯発言は、全国一般全国協の平賀委員長、埼玉県平和運動センターの金子副議長、I女性会議の中村事務局長。金子副議長は「労働組合があっても労働運動がない。県内でも支援の動きを広げていきたい」と表明した。

なお、関西生コンを支援する会はこの日、「関生支部武建一委員長への不当判決に抗議する」との声明を公表した。

（全日建「関西生コン弾圧事件ニュース」No58）

<編集後記>

産業別労働運動とは、当該産業で働くすべての労働者の雇用、労働条件、労働環境の安全・安定・向上をめざす労働運動である。当然、当該産業の正規労働者のみならず、非正規労働者、日雇労働者を含めた運動である。しかし、現実には、労働者間の分断があり、差別がある。運動に立ちはだかる組織の「壁」がある。

ロッテルダム港を訪れたとき、日雇派遣労働者として港で働いている労働者と話をしたことがある。「組合員か」、「そうだ」。「休業手当・就労保障制度はあるのか」、「ない。でも賃金は正規労働者の1.3倍だ」。私にとっては、産業別最低賃金引き上げを要求して全国ストを闘う契機の一つとなった。「雇用も賃金も」闘う要求と体制づくりの模索が続く（I）